

「とっとり SDGs 企業認証ロゴマーク」使用規約

（目的）

第1条 この規約は、鳥取県（以下「県」という。）が、とっとり SDGs 企業認証制度（以下「本制度」という。）及び本制度の認証を取得した事業者（以下「認証事業者」という。）のPRのため、別紙のとおり作成したとっとり SDGs 企業認証ロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という。）を県以外の者が使用する場合の諸条件を定めることを目的として制定する。

（使用の原則）

第2条 本ロゴマークは、次のいずれかに該当する場合に限り使用を認めるものとする。

（1）認証事業者が使用する場合

（2）県と連携してSDGsを推進する企業又は団体（以下「関係機関」という。）が、本制度及び本制度に関連する施策の周知をする目的で使用する場合

（認証事業者の使用）

第3条 認証事業者は、とっとり SDGs 企業認証実施要綱（令和4年4月7日付第202200007639号鳥取県商工労働部長通知）第5条で定める認証の有効期間中、次の各号に掲げる条件（以下「使用条件」という。）をすべて満たす使用を行おうとする場合、県へ使用の申請をすることなく使用することができる。

（1）デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用するものでないこと。

（2）法令や公序良俗に反するものでないこと。

（3）特定の政治、思想、宗教の活動に使用するものでないこと。

（4）第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用するものでないこと。

（5）特定の個人や別の事業者が認証を取得したと誤解させるものでないこと。

（6）県のイメージや品位をおとしめるものでないこと。

2 使用条件のいずれかに該当しない場合、又は使用条件に該当するか明確でない場合に、本ロゴマークの使用を希望するときは、使用について、あらかじめ県に相談しなければならない。

（関係機関の使用）

第4条 関係機関が、第2条第2号の規定に基づき使用しようとするときは、あらかじめ県に相談しなければならない。

（使用に係る経費負担）

第5条 前2条による本ロゴマークの使用料は無料とする。ただし、使用に係る製作費、その他の費用が生じる場合は、本ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）の負担とする。

（使用者の責任）

第6条 本ロゴマークの使用は、使用者の責任で行うものとし、本ロゴマークの使用により生じたあらゆる損害及び不利益について、県は一切の責任を負わないものとする。

(使用の禁止)

第6条 次のいずれかに該当するとき、県は当該使用者に対し本ロゴマークの使用の禁止を求めることができるものとする。

(1) 使用者が使用条件に反して使用したとき

(2) 使用者が第4条の規定に基づく相談内容に反して使用したとき

(3) その他、本ロゴマークを使用することが適切でないと県が認めたとき

2 前項による使用禁止の指示を受けた者が、当該指示に従わない場合、県はその事実を公表することができる。併せて、当該使用者の以降の使用を認めない措置をとることができる。

(その他)

第7条 この使用規約は、県が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、使用者は変更後の使用規約を遵守しなければならない。ただし、現に使用している場合については、協議により一定の猶予期間を設けることができる。

<問合せ先>

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部商工政策課

電話番号 (0857) 26-7538 ファクシミリ (0857) 26-8117

電子メール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

附則 この使用規約は、令和4年7月 日から施行する。